

地域再生計画書本体新旧対照表

新	旧
<p>1. 地域再生計画の名称 新しい交通ネットワーク整備を中心とした吉田町活性化計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 静岡県、静岡県榛原郡吉田町</p> <p>3. 地域再生計画の区域 静岡県榛原郡吉田町の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 吉田町は、静岡県のほぼ中央、大井川河口右岸に位置し、東西6.5km、南北6.9km、面積20,84k㎡、平成17年3月末現在で人口29,206人、9,136世帯の町である。 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行なう事業 (5-1) 全体の概要 北部地域において実施される広域営農団地農道整備事業と東部地域で実施される町道・大幡川幹線を一体的に整備する (略)</p> <p>(5-2) 法第五章の特別の措置を適用して行なう事業 ①道整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。 ・町道；道路法に規定する町道に平成7年3月29日に認定済み。 ・広域農道；事業採択を平成16年3月30日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成16年3月26日に確定している。 [施設の種類（事業区域）、事業主体] ・町道（榛原郡吉田町） 榛原郡吉田町 ・広域農道（榛原郡吉田町） 静岡県</p>	<p>1. 地域再生計画の名称 新しい交通ネットワーク整備を中心とした吉田町活性化計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 静岡県、静岡県榛原郡吉田町</p> <p>3. 地域再生計画の区域 静岡県榛原郡吉田町の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 吉田町は、静岡県のほぼ中央、大井川河口右岸に位置し、東西6.5km、南北6.9km、面積20,84k㎡、平成17年3月末現在で人口29,206人、9,136世帯の町である。 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行なう事業 (5-1) 全体の概要 北部地域において実施される広域営農団地農道整備事業と東部地域で実施される町道・大幡川幹線を一体的に整備する。 (略)</p> <p>(5-2) 法第四章の特別の措置を適用して行なう事業 ①道整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。 ・町道；道路法に規定する町道に平成7年3月29日に認定済み。 ・広域農道；事業採択を平成16年3月30日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成16年3月26日に確定している。 [施設の種類（事業区域）、事業主体] ・町道（榛原郡吉田町） 榛原郡吉田町 ・広域農道（榛原郡吉田町） 静岡県</p>

[事業期間]

- ・町道（平成 17～20 年度）、広域農道（平成 17～21年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道 0.52km、広域農道 1.06km
- ・総事業費 1,179,250 千円
（うち交付金 589,625 千円）
（内訳）町道 250,000 千円
（うち交付金 125,000 千円）
広域農道 929,250 千円
（うち交付金 464,625 千円）

（5－3）その他の事業
該当なし。

6. 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間終了後に事業主体が必要な調査を行い状況を把握するとともに、関係行政機関と関係者等からなる「協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。

[事業期間]

- ・町道（平成 17～20 年度）、広域農道（平成 17～20年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道 0.44km、広域農道 1.054km
- ・総事業費 1,141,250 千円
（うち交付金 570,625 千円）
（内訳）町道 212,000 千円
（うち交付金 106,000 千円）
広域農道 929,250 千円
（うち交付金 464,625 千円）

（5－3）その他の事業
該当なし。

6. 計画期間

平成 17 年度～平成 20 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間終了後に事業主体が必要な調査を行い状況を把握するとともに、関係行政機関と関係者等からなる「協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。